

平成 26 年 9 月議会

第 5 委員会 議案説明資料

一般議案

- | | | |
|-----------|---|-----|
| ○ 議案第200号 | 国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について
(博多区美野島三丁目) | 1 頁 |
| ○ 議案第201号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について
(博多区住吉四丁目) | 5 頁 |

平成 26 年 9 月 11 日

道路下水道局

議案第200号

国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、国道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

国道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

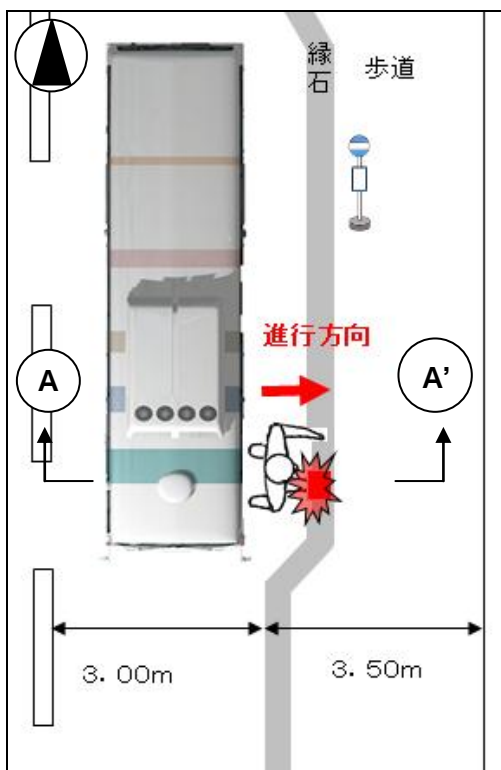
損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	578,383円

2 事件の概要

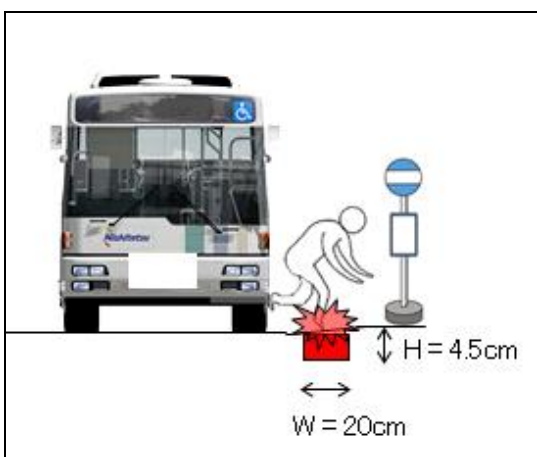
平成25年8月28日午後5時頃、相手方〇〇〇〇〇氏が、市内博多区美野島三丁目5番21号付近の国道において、バスから降車した際、当該国道の歩車道の境界に設置されていた縁石が破損していたため、当該箇所にて右足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。



平面図



(A) — (A') 断面図

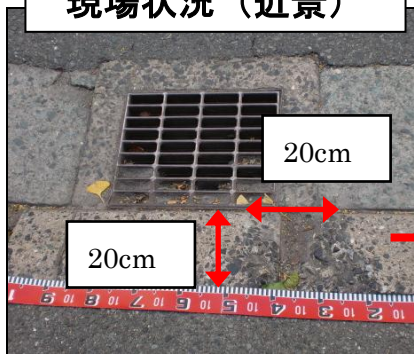


人的損害	1,445,960 円
物的損害	0 円
損害額計	1,445,960 円
市の過失割合	4 割
損害賠償額	578,383 円

現場状況（遠景）



現場状況（近景）



箇所拡大



補修後



議案第201号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成26年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定による議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

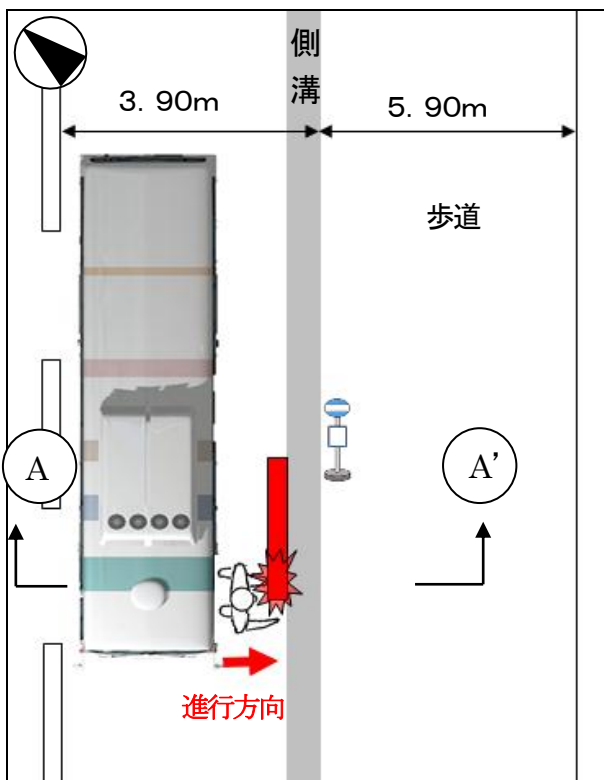
損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	1,634,226円

2 事件の概要

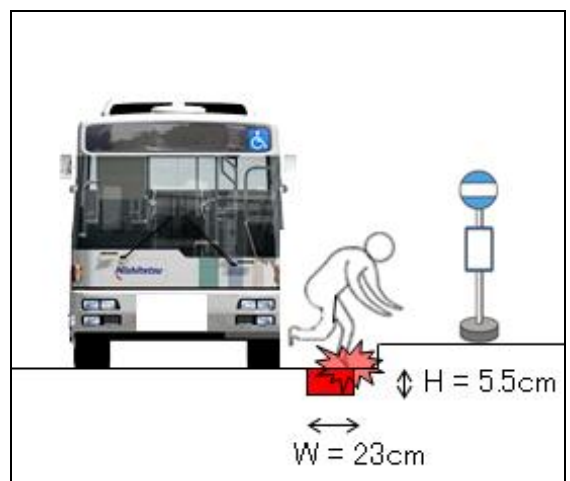
平成24年2月25日午後6時10分頃、相手方〇〇〇〇氏が、市内博多区住吉四丁目8番20号付近の市道において、バスから降車した際、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所
所に左足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。



平面図

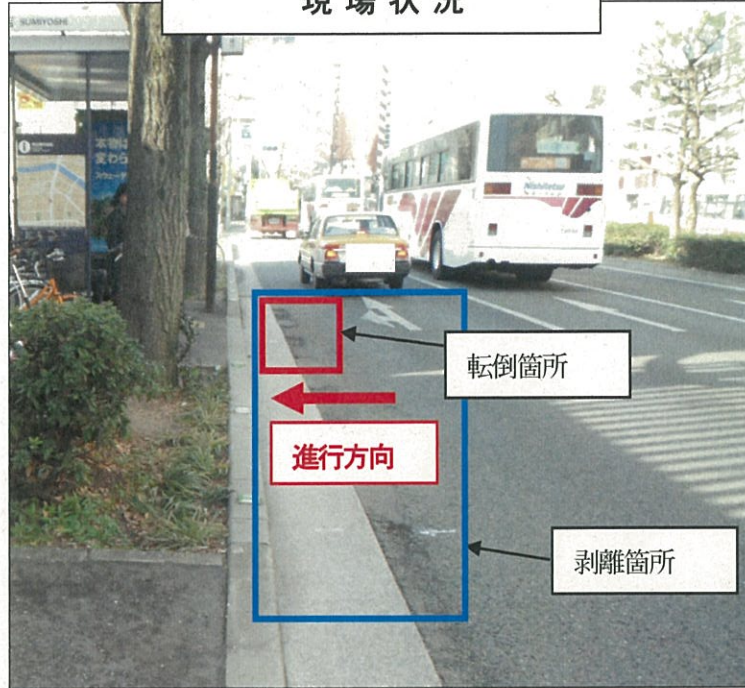


A — A' 断面図

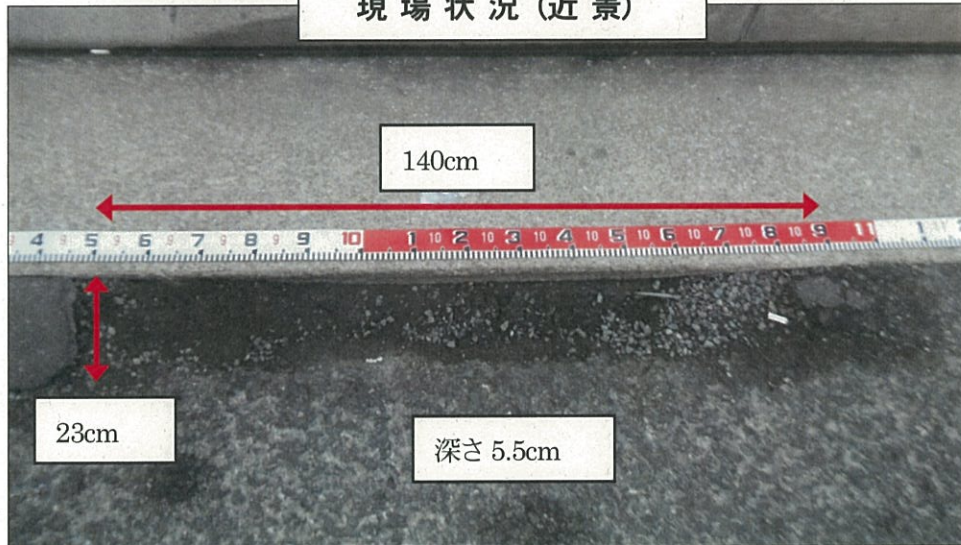


人的損害	4,085,567 円
物的損害	0 円
損害額計	4,085,567 円
市の過失割合	4 割
損害賠償額	1,634,226 円

現場状況



現場状況 (近景)



補修後

